

行政不服審査法の現状と課題

——自治体における取組状況を踏まえて——

梶 藤
山 島
隆 光
彦 雄^①

目次

- 1 はじめに
- 2 行政不服審査法関連三法の概要
- (1) 新行審法の目的
- (2) 公正性の向上と審理の見える化
- (3) 使いやすさの向上と国民の利便性
- (4) 国民の救済手段の充実・拡大と行政手続法の改正
- (5) 施行五年経過後の法律見直しの検討
- 3 新行審法下の取組の現状と課題——各種調査結果の比較から——
- (1) 審査庁
- (2) 審理員

- (3) 行政不服審査会
- (4) 審査請求の件数・内容・裁決に至るまでの期間
- 4 審理員による審理手続、行政不服審査会等への諮問制度及び審査請求への一元化に対する評価と課題
 - (1) 評価
 - (2) 課題
- 5 今後の課題
 - (1) 監査委員制度の活用について
 - (2) 各種苦情処理制度の活用について
- 6 おわりに

1 はじめに

第一八六回国会で成立した行政不服審査法（平成二十六年法律第六八号。以下「新行審法」という。）、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六九号。以下「整備法」という。）及び行政手続法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七〇号。以下「改正行政手続法」という。）は、平成二十六年六月十三日に公布され、改正行政手続法は、平成二十七年四月一日から、新行審法及び整備法は、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第三九〇号）により、ともに平成二十八年四月一日から施行された。

これら行政不服審査法関連三法は、行政庁の違法又は不当な処分に関し、行政庁に対する不服申立てをすることができる不服申立制度について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、昭和三十七年に制定された行政不服審査法（昭和三十七年法律第一六〇号。以

下「旧行審法」という。)の抜本的な見直しを行うものであった。⁽²⁾

旧行審法は、制定以来実に五〇年以上にわたり抜本的な改正が行われてこなかったのであるが、その間、平成五年には、行政庁が申請に対する処分や不利益処分を行う場合の聴聞手続など事前手続等を定めた行政手続法(平成五年法律第八八号)が制定されるとともに、平成十六年には、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第一三九号)が改正され、出訴期間の延長、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟や差止訴訟の法定など司法救済手続の充実が行われ、行政庁の処分に関し関連する法制度の整備及び充実が図られてきた。こうした状況から、総務省において、旧行審法についても時代に即した見直しが必要とされ、旧行審法の全部を改正する形で、これまでの行政不服審査制度が全面的に改められたのである。

新行審法による重要な改正点として、まず、公正性の向上の観点から、審理員による審理手続を導入するとともに、有識者からなる第三者機関への諮問制度を導入し、審査庁の裁決に対する点検が制度化された。次に、使いやすさの向上すなわち国民の利便性の向上の観点から、異議申立てが廃止され不服申立ての手続が審査請求に一元化されるとともに、不服申立てをすることができる期間が六〇日から三か月に延長された。また、整備法において、各個別の法律に定められていた不服申立前置の廃止又は縮小という見直しも行われる一方で、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政手続法においても、処分等の求めや行政指導の中止等の求めなどの手続が整備された。⁽³⁾

このように抜本的に改正された行政不服審査制度は、その改正趣旨に沿うものとしての効果に対する期待が寄せられている。その一方で、大規模でない自治体における行政不服審査制度の実務担当者からの視点で見るとき、今回の改正内容については負担や疑問に感じるところがあるのも否定できないものと思われる。

そこで、本稿では、これら主要な改正点の中でも中心的な役割を担う審理員による審理手続及び第三者機関への諮

問制度の導入並びに審査請求への一元化に焦点を当て、新行審法は、その改正趣旨に沿う効果が上がっているのかどうかについて、大阪府内各市の取組の現状を踏まえ、現時点における検証を行い、新行審法の現状・評価と課題について若干の考察を加えることを目的とする。

2 行政不服審査法関連三法の概要

(1) 新行審法の目的

新行審法における主な改正点の一つとして、まず、新行審法の目的規定をあげることができる。新行審法一条一項において、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるとする旨の制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と規定されている。

これを旧行審法の目的規定と比較すると、当該規定においては、「簡易迅速な手続」による国民の権利利益の救済を図ることが規定されていたが、新行審法の目的規定にある「公正な手続」という文言はなく、新行審法において新たに「公正な手続」が目的規定に加えられたのである。¹⁾

次に述べる審理員による審理手続及び第三者機関への諮問制度の導入は、この目的規定において明文化された「公正な手続」の実効性を持たせるための制度面からの反映と言えるものである。

(2) 公正性の向上と審理の見える化

ア 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

審査請求が提起された行政庁である審査庁は、審査庁に所属する職員のうちから、審査請求に係る処分等の決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者が除かれるなど、一定の要件を満たす者を、審理手続を行う者として審理員に指名することとし、指名された審理員が当該審査請求の審理を行うという審理員による審理手続が導入された（新行審法九条）。ただし、例えば、地方公共団体を念頭に置けば、審査庁が執行機関として置かれる委員会若しくは委員又は執行機関の附属機関として置かれる審議会等の機関である場合や条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、審理員制度は適用除外され、また、新行審法二四条（審理手続を経ないとする却下裁決）の規定により当該審査請求を却下する場合も同様である。

審理員による審理手続は、審査請求人と処分庁両方の主張を公正に審理させようとする審理の公正性及び透明性を向上させるものとして導入されたものであるが、あくまで審理員は審査庁の職員であることに変わりはないことから、より一層、審査庁の裁決における客観性及び公正性を向上させるため、審理員による事実認定や法令解釈等を含む審理手続の適正性を点検し、審査庁の判断の適否を第三者の立場から審査するという外部の有識者で構成する第三者機関への諮問制度が導入され、総務省に行政不服審査会が設置された。行政不服審査会自体は総務省に置かれる機関であるが、地方公共団体においても附属機関として、これに対応する機関として、自治体版の行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）を設置することとされたのである。

審理員から審理員意見書の提出を受けた審査庁は、原則として行政不服審査会等への諮問が義務づけられ、審査庁は、裁決しようとする判断の妥当性について行政不服審査会等において審査を受けることとなる。第三者の視点で審

査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上させようとするものである。ただし、審査請求人から行政不服審査会等への諮問を希望しない場合、審査請求が行政不服審査会等によって諮問を要しないものと認められたものである場合、審査請求が不適法であり却下する場合など、新行審法四三条一項各号に掲げられている場合のいずれかに該当する場合は、この原則に対する例外として諮問を要しないこととなる。

イ 審理手続における審査請求人の権利を拡充

証拠書類等の閲覧・謄写（新行審法三三条）、口頭意見陳述における処分庁への質問（同三一条五項）など、審理手続における審査請求人の権利の拡充が図られた。

処分庁からの物件の提出及び閲覧については、旧行審法三三条二項において、「審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない」と規定されており、実務上、処分庁が任意に提出したものに限られるか否かといった論点もあつたが、新行審法三三条では、審査請求人等による提出書類等の閲覧等については、その対象範囲が広げられ、審査請求人は、提出された証拠書類等の名称、手数料額等の通知を受け、請求を行うこととなる。写しの交付等については、一般的には手数料条例等で、有料とされているが、自治体によっては、無料で交付しているところもある。

(3) 使いやすさの向上と国民の利便性

ア 審査請求への一元化

行政不服審査制度の使いやすさの向上すなわち国民の利便性の向上を図るため、旧行審法における不服申立ての基

本類型が、異議申立てと審査請求という二類型であったものを、新行審法において審査請求に一元化された。

旧行審法下における異議申立てと審査請求のいずれの手続によるかを分ける原則的な手法は、処分庁に上級行政庁がないときは異議申立て、処分庁に上級行政庁があるときは審査請求というものであり、当該処分において処分庁に上級行政庁があるか否かにより手続が異なることとなる。そして、異議申立てには、処分庁からの弁明書の提出や異議申立人からの反論書の提出についての規定がないなど審査請求と比較して簡易な手続で審理が行われるといった両者間において手続の差異があった。

そこで、審査請求人の享受する手続の保障において、処分庁に上級行政庁があるか否かという偶然的な事情によりによって左右されることのないよう、また、異議申立てや審査請求といった複数の類型があることは、一般的には国民にとって分かりづらいといったこともあり、新行審法において、不服申立ては基本的に審査請求に一元化されるとともに、異議申立ての類型は廃止された。これにより、処分庁に審査請求が提起される場合であっても、審査請求としての手続が保障されることとなったのである。⁶⁾

イ 審査請求期間の延長

旧行審法においては、審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して六〇日以内になければならないと規定されていたものが、新行審法においては、審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月を経過したときとはできないとされ、審査請求期間が「六〇日」から「三か月」に延長された。

このように、審査請求をしようとする国民にとって、利便性の向上が図られたのである。

ウ 迅速な審理の確保

標準処理期間の設定（新行審法一六条）、争点証拠の事前整理手続の導入（同三七条）などにより、迅速な審理を

確保しようとしている。

エ 不服申立前置の見直し

整備法において、行政不服審査法の特例等を定める三六一法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正が行われた。その中で、不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）を定めた九六の個別法について、行政不服審査制度見直しの一環として、その廃止・縮小など不服申立前置の見直しが行われた。すなわち、六八法律で不服申立前置が廃止・縮小されるとともに、いわゆる二重前置は全て解消された。

(4) 国民の救済手段の充実・拡大と行政手続法の改正

事後救済手続を定める行政不服審査法の全面改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備するため、行政手続法が改正された。

不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも次のような場合を、法律上の仕組みとして、行政手続法に位置付けたのである。

ア 処分等の求め

処分等の求めは、国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもので、書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度であり、「何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政

指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる」(行政手続法三六条の三) こととされた。

イ 行政指導の中止等の求め

行政指導の中止等の求めは、法律に基づく行政指導を受けた相手方が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるものであり、「法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる」(行政手続法三六条の二) こととされた。

(5) 施行五年経過後の法律見直しの検討

新行審法附則六条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されており、今回の改正で最終の到達点に達したというものではなく、これからの新行審法の施行状況の蓄積が五年経過後の行政不服審査制度のあり方に影響を及ぼすものとなる。その中でも、特に今回新たに制度化された審理員による審理手続及び行政不服審査会等への諮問制度や審査請求への一元化は、改正の趣旨を具現化するための制度として、当初期待された効果を上げた制度となったものなのか注目される。この点は、本稿の主要な論点にも結び付くものである。

3 新行審法下の取組の現状と課題―各種調査結果の比較から―

大阪府内各市へのアンケート調査結果（以下「大阪府内調査結果」という。資料一参照。）から、大阪府内各市の取組について分析するとともに、全国レベルのアンケート調査結果である「新たな行政不服審査制度の運用に関する調査研究報告書（平成二十九年三月 一般財団法人行政管理研究センター）」（以下「全国調査結果」という。資料二参照。）や旧行審法下における「平成二十六年における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果―地方公共団体における状況―」（以下「平成二十六年度総務省調査結果」という。）との比較から見える市区レベルにおける新行審法下の取組状況等に関し若干の検討を加える。

審査請求が提起された場合の審査庁が裁決するに至るまでの原則的な手続の流れを概観すると、まず、審査請求が提起された審査庁は、その所属する職員から審理を行う審理員を指名することとなる。指名された審理員は、審理手続を遂行しその結果を審理員意見書にまとめ、これを審査庁に提出する。審理員意見書の提出を受けた審査庁は、行政不服審査会等に諮問し、その答申を受けた後、裁決することとなる。

この原則的な手続の流れに沿って論述する。

（一）審査庁

審査庁としての業務を担当する部署については、大阪府内各市の状況としては、大阪府内過半数の十八市において総務部局が担っている。

この点に関し、全国調査結果によれば、都道府県においては、その五十七パーセントの二十七団体において処分部

局処分担当課が担っている。一方、市区町村においては、その八十一パーセントの一、〇九五団体において総務部局が担っており、この点、大阪府内各市は全国市区町村と同様の状況にあると言える。

この結果を見ると、都道府県においては、その組織規模からして処分部局においても裁決等に関する業務を担当できる人材の配置も可能な反面、市区町村においては、その組織規模からして平均的には総務部局が裁決等に関する業務を担当することが相応しいと判断しているのではないかと推察する。それと同時に、多くの市町村において、審査業務を総務部局が担うとしていることは、不服申立てが類型として、異議申立てが廃止され審査請求に一元化されたことは国民の利便性の向上を図る観点からのものであるとしても、従前の「異議申立て」ではなく「審査請求」に対し裁決するということであって、その裁決するに当たっては、より公正性の向上に向けた取組の必要性という意識の高まりが反映された結果ではないかとも考えられる。⁸⁾

(2) 審理員

審理員となるべき者の属性については、大阪府内各市の状況としては、一般職・正規・常勤の職員である市が十五市であるのに対し、任期付職員である市が五市、特別職・非常勤の職員である市が二十市あり、過半数の市において、審理員として外部人材の登用を図っている実態がある。しかもその属性については、そのうち二十三市というほぼ全ての市において弁護士を採用している。なお、これらの数値については、複数回答の項目があることから、各項目の数値は一の市において複数回答した結果であることがある。

また、その所属部署については、一般職及び特別職を通じて、処分担当課とする市はなく、監査委員事務局とする市やその性質上いずれの部署にも所属しないとする市のように特徴的な事例も見られる一方、二十市という過半数の

市において、総務部局としている。

これらの点に關し、全国調査結果によれば、まず、審理員候補者の属性を見ると、都道府県においては、その九十六パーセントの四十五団体において正規採用職員（常勤）であり、任期付・特別職は二十三パーセントの十一団体となっている。また、市区町村においては、その八十五パーセントの一、一八七団体において正規採用職員（常勤）であり、任期付・特別職は七パーセントの九十二団体となっている。

次に、審理員候補者の所属部署を見ると、まず、正規採用職員・再任用職員については、都道府県においては、総務部局としているのはその二十八パーセントの十三団体であるのに対し、五十五パーセントの二十六団体において、「その他」に回答しており、その内容としては例えば、全部局とするもの、処分部局内各課とするもの等がある。一方、市区町村においては、その四十六パーセントの五五二団体において総務部局とし、ほぼその同数の四十六パーセントの五四四団体において、「その他」に回答しており、その内容としては例えば、全部局とするもの、処分部局内各課とするもの、監査委員事務局とするもの等がある。

次に、任期付・特別職等については、都道府県においては、十五団体からの回答のあるうち、総務部局としているのは八団体である。一方、市区町村においては、二五三団体からの回答のあるうち、一四五団体において総務部局とするほか、処分部局とするのは二団体にどまり、一〇一団体において、「その他」に回答しており、その内容としては例えば、所属無し、監査委員室とするもの等がある。

次に、任期付・特別職等である審理員候補者の属性を見ると、都道府県においては、十三団体からの回答のあるうち、その六十二パーセントの八団体において弁護士を採用している。また、市区町村においては、二六二団体からの回答のあるうち、その七十七パーセントの二〇一団体において弁護士を採用している。

これらの結果を見ると、大阪府内各市において、審理員として指名する者は、処分担当課からは除外するといった、審査庁に所属する職員のうちから審査請求に係る処分の決定に関与していない等の要件を満たす必要があるという法規定の趣旨を尊重した取組を行っていることがわかる。そして、過半数の市において、審理員として外部人材として弁護士を登用する実態があり、これは審理員には、事案に対する事実認定から法解釈及び法適用の過程において適切な判断が求められることに加え、その求められる職責及び役割から既に第三者的視点の導入を図ろうとするこの表れではないかと考えられる。

一方、都道府県及び市区町村の全国レベルで見ると、都道府県及び市区町村ともに、正規採用職員（常勤）が圧倒的に多く、特別職（常勤・非常勤）は少ない。そして、その所属部署としては、都道府県では総務部局よりも「その他」が多く、「その他」の中でも、全部局とするほか、処分部局内各課とするものが多い。また、市区町村では総務部局と「その他」がほぼ同割合となっており、「その他」の中でも全部局とするものが多い。

これは、審理員候補者として、当該審査請求に係る業務への精通性という観点から、「全部局」内にわたって複数抱えていたり、処分部局内各課に配置していることによるものと考えられる。特に、都道府県にあつては、処分部局内各課とするものが多いことは、その組織規模からして、処分部局内各課においても審理員候補者としての職員が存在し得ることを示しているものと思われる。

また、任期付・特別職等である審理員候補者の所属部署としては総務部局が比較的多く、その属性については弁護士であるものが多い。

大阪府内各市の状況と都道府県及び全国レベルの市区町村とを比較すると、審理員として任期付・特別職の外部人材の登用を図る傾向が強いことが大阪府内各市の特徴として表れている。なお、その属性については、弁護士を多く

採用しているということは、全国的に見ても同様の傾向にあると言える。

(3) 行政不服審査会

行政不服審査会については、大阪府内各市の状況となる（全国調査結果には、行政不服審査会についての調査内容は含まれていない。）が、まず、行政不服審査会を構成する委員の人数については、三十市において五人以下となっており、その下において部会を設けているのは少数であると考えられる。これは、大阪府内の大半の市においては、総務省に設置された行政不服審査会のように、調査審議は基本的に当該機関で担う合議体のような組織まではその必要性を認めなかったことを示すものと思われる。

次に、委員の属性を見ると、学識経験者を選任している市は二十九市あり、弁護士にあつては全ての市において選任している。また、公認会計士、税理士、司法書士、人権擁護委員、公務員OB等を選任する市もある。各市において、想定される審査請求の内容等も考慮に入れ、委員構成の均衡に配慮した選任に取り組むことを表すものであり、また、弁護士の必要性は全ての市における共通認識であると言える。

次に、事務局担当部署については、監査委員事務局が担っている市も見られるほか、二十四市（市税関係以外の場合におけるとする市を加えると二十五市）において総務部局法規担当が担っている。これは、行政不服審査会という第三者機関としての職責及び役割を果たすべくその事務局においても処分担当課から距離を持つ必要性を反映したものであると思われる。

(4) 審査請求の件数・内容・裁決に至るまでの期間

大阪府内三十一市において、平成二十八年度(平成二十九年三月末現在)に受け付けた新行審法に基づく審査請求は、全体で三六九件であり、そのうち一般的に件数が比較的多いと推定される「地方税関係」、「児童福祉法・子ども子育て支援法関係」及び「情報公開条例・個人情報保護条例関係」で二四五件と全体の六十六パーセントを占めている。次に、提起された審査請求の裁決までに要した平均の期間について見ると、二か月が一市、四か月が一市、五か月が二市、六か月が三市、七か月が三市、八か月が三市、十か月が一市となっている。

これらの点に関し、全国調査結果によれば、平成二十八年度(平成二十八年十二月末現在)に受け付けた新行審法に基づく審査請求の件数については、都道府県においては「〇件」はなく、市区町村においては七十一パーセントの九二四団体において「〇件」となっている。なお、提起された審査請求の内容については、その調査内容には含まれていない。⁹⁾

また、審理員による審理手続が終了した審査請求のうち、審理員が指名されてから審理員意見書が提出されるまでの審理手続に要した期間の平均については、都道府県においては、三か月以内が二十二団体、三か月から六か月が十五団体、六か月から九か月が二団体となっており、市区町村においては、三か月以内が七十一団体、三か月から六か月が八十五団体、六か月から九か月が五団体となっている。

これらの結果について、平成二十六年年度総務省調査結果の数値との比較も行いながら検討する。

まず、大阪府内各市における審査請求の件数については、平成二十八年度(平成二十九年三月末現在)に受け付けた新行審法に基づく審査請求は、大阪府内三十一市全体で三六九件であり、これから政令指定都市における件数を除くと二〇四件となる。これを旧行審法下のものである平成二十六年年度総務省調査結果のうち「大阪府内」の「市区」

(政令指定都市及び県庁所在市は除かれている。)分(以下「平成二十六年大阪府内結果」という。)における不服申立て(異議申立て、審査請求及び再審査請求。ただし、再審査請求は〇件となっている。)の二二二件と比較すると、ほとんど件数の差異は見られない。¹⁰⁾

次に、審査請求の内容であるが、平成二十六年大阪府内調査結果においては不服申立て(異議申立て、審査請求及び再審査請求)の内容についての大阪府内としての集計結果は示されていないことから、全国における市区としての当該数値を見ると、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」、「地方税法」及び「児童福祉法」関係で、合計一、六一五件と、全体二、七三二件の五十九パーセントとなっている。これに対し、平成二十八年度における大阪府内各市の上記二〇四件のうち、「地方税関係」、「児童福祉法・子ども・子育て支援法関係」及び「情報公開条例・個人情報保護条例関係」で一三九件と、全体二〇四件の六十八パーセントとなっている。

このように、審査請求の内容については、数値で表した割合としては九ポイントの差は見られるものの全体的な傾向としては、概ね変動はないと思われる。

次に、裁決までに要した平均の期間であるが、平成二十六年大阪府内結果における不服申立て(異議申立て、審査請求及び再審査請求)の処理件数は一四六件であり、そのうち六か月以内の処理件数が九十七件と、六十六パーセントが六か月以内に処理されていた。これに対し、大阪府内調査結果において、審査請求の提起から裁決に至るまでの平均の期間について具体的な期間について回答のあった十四市のうち、処理に要した平均の期間として「六か月」以下と回答した市は七市であり、当該十四市の五十パーセントとなっている。なお、未裁決の回答のあった市もあることから、結局は、その割合は五十パーセントを下回ることも考えられる。

このように、裁決までに要した期間としては、大阪府内調査結果における集計は、市の数によるものであることか

ら、件数としての平成二十六年大阪府内結果との単純比較は困難であるが、各市の状況としては、「六か月」以内に処理されたものが半数又はそれ以下とも考えられ、新行審査法下における処理期間は、旧行審査法下におけるそれと比較し、長期化しているものと言えないかと思われる。

また、審理手続の期間について、全国調査結果によれば、ほとんどの都道府県及び市区町村が「六か月」までの区分に回答しているが、これは、審理員が指名されてから審理員意見書が提出されるまでの期間の平均である。このことから、審査請求が提起されてから裁判に至るまでの期間としては、原則的には行政不服審査会への諮問手続もなされることも考慮すれば、少なくともこれに加え数か月は要するものと推測され、その期間としては「六か月」までに収まるのは少なくなるものと思われる。

4 審理員による審理手続、行政不服審査会等への諮問制度及び審査請求への一元化に対する評価と課題

新行審査法下における審査請求への対応の現状について、都道府県及び全国レベルの市区町村又は旧行審査法下における状況との比較も混ぜながら、大阪府内各市における状況を概観し、若干の分析を加えた。これに筆者らの実務担当者としての経験からの視点も併せ、審理員による審理手続、行政不服審査会等への諮問制度及び審査請求への一元化に焦点を当て、その評価と課題を掲げ、それに対する若干の提言について述べる。

(1) 評価

ア 公正性の向上を指向する審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度の導入について

新行審法一条の目的規定で示された「公正な手続の下」による公正性の向上を指向する審理員による審理手続及び行政不服審査会等への諮問制度の導入は、事後救済制度である行政不服審査制度における公正性の向上に寄与するものとして評価され得るものである。そして、これら制度の新設によって、それに留まらず、処分庁として処分を行う段階における処分の適法性及び妥当性への意識をより向上させる効果も期待できるものではないかと思われる。一旦審査請求が提起されると、処分の検証の舞台が審査庁、審理員及び行政不服審査会等へと移され、特に、処分庁からすれば、原則的には外部の有識者で構成する第三者機関である行政不服審査会等で自らの処分が検証の対象となることを考えると、自ずと自らの処分の適法性及び妥当性への意識をより一層高めるものになるはずである。つまり、それは、事後救済としてもに限らず、処分の段階における国民の権利利益の確保の向上にもつながるものと考えられる。

旧行審法のもとでは、審査請求の審理を行う者について法律上の規定がなく、処分関係者が審理を行うことがあり得、現に不服申立てがなされると処分に関係する職員が不服申立て事務を担当したり、審理を行う職員から法制担当部局に相談があり事務処理を行っている自治体が多く、なかには決裁を合議している自治体も少なくなかった。この時から比べると公正性の点で格段の進歩であるといえる。¹¹

さらに、行政不服審査会等という第三者機関が審理員意見書や審査庁としての判断に対し点検を行うことは、そのことを通じて間接的には処分庁が行った判断基準にもその点検の効果が期待でき、そのことにより行政内部のみではないし得なかつた処分の判断基準の是正にもつながる可能性をも秘めていると言えよう。

この点に関し、飯島淳子東北大学教授は、「審査会の審査のあり方として、府県よりむしろ市のなかに判断代置型をとる傾向があることに照らしても、ここでは、新たに組み込まれた第三者機関を活用して、踏み込んだ自己統制が志向されているとも解される」とし、「審査会の『付言』の活用による一種の政策法務が現に展開されていることも、注目される。付言は、答申本文とは区別されるものの、審査庁に対して、少なくとも考慮すべき要素として、現実には実質的な拘束力をもつて、機能することになる。このことは、審査会が、救済の柔軟性・実効性に大きく寄与する可能性をもたりますが、同時に、濫用のおそれをも孕んでいる。この意味においても、審査庁の補助機関である審理員と第三者機関である審査会との間のチェックアンドバランスが、必要かつ有効であろう」と述べられている。¹²⁾

イ 審査庁、審理員及び行政不服審査会等における運用実態について

審査庁、審理員及び行政不服審査会等における運用実態はどうかと言えば、大阪府内各市の状況を見ると、新行審法により新たとなった行政不服審査制度のもと、その法改正の趣旨を尊重し、行政不服審査制度の公正性の向上を図る観点からの取組がなされているものとして評価できるのではないかと思われる。

第一点目は、審査庁としての業務を担当する部署についてであるが、処分部局から一定の距離を保ちながら、公平性・中立性の観点から総務部局が担っているものと考えられ、これは、全国レベルの市区町村においても同様の傾向が見られた。その一方、都道府県に至っては、過半数において処分部局処分担当課が担っているが、これは公平性・中立性の後退と見るべきではなく、その組織規模が可能ならしめた業務担当と考えるべきであろう。

第二点目は、審理員となるべき者についてであるが、大阪府内各市において、審理員としては、過半数の市において総務部局からの選出を図っていると同時に、処分担当課からの選出は排斥しており、審理員としての要件をより確実にする取組が見られる。そして、過半数の市において、審理員として外部人材として弁護士を登用する実態がある

ことは、全国的に見ても特徴的な取組と言える。これらのことは、審理員に求められる職責及び役割を具現化するための取組として既に見たところである。

なお、都道府県にあつては、審理員候補者として、処分部局内各課とするものが多いことについても、公平性・中立性の後退と見るべきではなく、その組織規模が可能ならしめた職員の存在が背景にあることも既に指摘したところである。

また、大阪府内各市を含め全国的に見ても、その独立性の観点からいずれの所属にも属させないとするものや、監査委員事務局・監査委員室とする団体もある。

第三点目は、行政不服審査会についてであるが、大阪府内各市の状況を見ると、全ての市において弁護士を必要としながら、想定される審査請求の内容等も考慮に入れた委員構成の均衡に配慮した選任への取組が見られ、また、事務局担当部署についても、行政不服審査会という第三者機関としての職責及び役割を果たすべくその事務局においても処分担当課から距離を持つ必要性を反映したものと思われる。

これらの法改正の趣旨を尊重した公正性の向上に寄与すべく各団体において誠実に取り組む運用実態は、行政不服審査制度に対する国民の更なる信頼性の向上へとフィードバックするといった効果も期待できるものと言える。

ウ 評価と課題の表裏一体性

このように、審理員による審理手続及び行政不服審査会等への諮問制度の導入は、行政不服審査制度における公正性の向上を図り、国民の権利利益の救済とともに行政の適正な運営の確保に資する役割を果たすものと期待される一方、評価にはその裏面性もある。

(2) 課題

ア 公正性の向上を指向する審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度の導入について

新行審法二条の規定に明記された「公正な手続」という公正性の向上を指向する審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度の導入は、二重に審理手続を遂行するというシステムの採用であり、そうした手続を重装備化することの必要性に関するものである。

この点に関し、第一六九回国会に提出され、第一七一回国会で廃案になったいわゆる平成二十年法案に関する論点に関するものであるが、櫻井敬子学習院大学教授は、「行政による救済制度のメリットの第二は、裁判所による救済制度に比べ、早く、安く、迅速であり、杓子定規でない、いい意味で後見的、柔軟な解決を志向しうる点に認められる。近年、行政型・民間型を問わず、ADR手続が導入・活用されつつあるのは、比較的小さな紛争を柔軟に裁いてもらうことについての国民ニーズがあることを背景としている。したがって、行政不服審査にも潜在的なニーズが少なからずあると考えられ、そうしたニーズに応える方向での改革が求められる。今回の改正案では公正さ（対審構造の強化）を追及し、簡易迅速性に対する対応が格段に後退している。しかし、手続を重くして裁判手続きに近似する方向に向かうことは、時代の要請に逆行する。↓行政による救済手段であることのメリットを生かす改革をすべきである」とし、「改正案は、現行制度の問題ある骨格をそのまま維持しているばかりか、手続をいたずらに重くするものであり、ほぼ評価に値しない」とされている。そして、「現行行政不服審査法の有効性は限られたものであり、早急に改正を行わなければならないような深刻な弊害は認識されていない。微修正を加える余地があるとしても、その実際上の適用例の少なさに鑑み、基本的には現状のまま、軽い手続を温存するのが相当である。改正案では、実際には、再調査の請求↓審査請求↓行政不服審査会という三段階を経なければ裁判所に訴えられないことになりかねず、国民が

らみれば、裁判所の三審制と合わせると六審制となりかねない。大した必要性もないのに公正さの名のもとに膨大な手続を置き、国民の権利救済を困難にする改正案であり、そのような負担を国民に強制することを正当化する余地はなく、「行政不服審査の改革の方向性は、裁判所にすり寄るのではなく、行政による紛争解決の仕組みであることのメリットを生かすものであることが必要である。改正案の方向はこれに逆行している。審理員に加えて行政不服審査会を二重に置く合理性はバランス上認められない。強いていえば、審理員の独立性を高めるアプローチが有用である。改正案は国民の権利救済を口実とした事務局肥大化を企図しているのではないかという疑問を拭えない」とし、「地方に同様の仕組みを強制するのは必要性がさらに不明」とされている。¹³⁾

また、平成二十年法案に関する論点に関し、橋本博之慶応義塾大学教授は、「私は、行政不服審査の手続について、『公正』とか『手続保障を厚く』と言っても、結局は行政機関内部での見直しであり、多くの場合、国民が行政と争うコストやハードルを高める機能を果たすのではないかと疑います。本来行政不服審査法が持つべき『簡易迅速』性」と、法案が付け加える『公正』性は、当然相互矛盾するのに、これを何の検証もなく不可思議に操るような議論は、もはや通用しないのではないのでしょうか。行政不服審査を行政事件訴訟に類似したもの作り変えるだけでは、国民から見ると、ハードルが二重になるだけあります。行政事件訴訟法の第二弾改正と、簡易迅速を要素とする行政不服審査法を有機的に結び付けて、新政権の下で全体として見直して欲しいのです。法案が強調する『公正さ』の要素についても、行政救済システム全体の中で、国民目線からあるべき姿を考え直すべきだ」とし、「主権者たる国民の側から、行政に対する不満をもっと簡便に出せるようする、すなわち、不服審査の『間口』を広げるといふ問題と、本当に処分の適法・違法を真正面から法的に争うタイプの案件を確実に処理できるようにするといふ問題を切り分けて制度設計が必要なのに、行政不服審査法案は、手続きを重くして公正にする、という部分に極端にかたよった制度設計

になっているのではないでしょうか。私からみて、行政不服審査法案は、審査請求の対象拡大、審査請求人の資格の拡大といった点で不十分だと思いますが、それは、『重い』紛争の『公正な』解決というマジックワードに引き付けられ過ぎているからだと考えています。行政不服審査法案は、ピンポイントで、審理員制度、あるいは、行政不服審査会制度だけを取り出し、その上で偏った紛争モデルを前提にした立法事実が示されているだけのように思われます。また、『重い』手続保障が必要なモデルを取り上げるのであれば、行政事件訴訟との合理的な交通整理が必要であるところ、それは全く考慮されていないのです。すなわち、私は、三法案について、全体のバランスの悪さを指摘したいと思います。審理員が、本当に裁判官類似の第三者性を持つて争点整理をし、審理員自らが独立して裁決の原案を起草するのであれば、非認容の場合であっても行政不服審査会等のチェックが不要なケースもあるのではないのでしょうか。現時点で、論点をバラバラに分解してヒアリングすることそれ自体が誤りであって、それら全体について、トータルな機能面を見直した上で、新政権として再構築すべきであると思います。とりわけ、行政不服審査会の新設については、行政組織の肥大化という観点から、さらに、地方への設置の義務付けについては、地方分権の観点から、厳しい批判的検討が必要であると思います。審理員を地方に設けることについては、地方公共団体の声をよく聞いていただければ結構なのですが、私としては、行政不服審査法案により国民が受けるメリットと、行政組織が肥大化するデメリットを比較し、これを客観的に国民の前に十分に説明しないかぎり、このまま法案に賛同することはでき¹⁴ないとされている。

櫻井教授と橋本教授が指摘されているように、審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度という二重手続の導入は、公正性の向上への偏重とも言えるようなものであって、これによってもたらされるデメリットは少なからずある。この点について、以下考察する。

(ア) まず、行政不服審査制度のメリットのひとつとされる簡易迅速に処理されるということの後退が否めないという点がある。

この点については、大阪府内調査結果と平成二十六年大阪府内結果とを比較したとき、新制度になって一年も経過していない段階のものではあるが、大阪府内各市の裁決までに要した期間について、旧行審法下に比べ長期化傾向にあることは既に述べたとおりである。その原因の一つとして考えられるのは、これら導入された審理手続を経るための時間が相当程度必要であったということである。

また、全国調査結果による審理手続の期間については、審理員が指名されてから審理員意見書が提出されるまでの期間の平均であることから、審査請求が提起されてから裁決に至るまでの期間としては、「六か月」までに収まるのは少なくなるものと考えられる。

審査請求が、厳格な手続が要求され相当の時間も要する司法手続とは異なり、その裁決に至る手続が行政内部で完結するものであることを考えると、簡易迅速に処理されるということのメリットは少なからずあり、それを活かせる制度のあり方も重要であると考ええる。また、審査請求は本人による提起が一般的であると考えられる中、審査請求人にとっても、軽装備な審理手続の方が、使いやすさという点からは馴染みやすいという面もあるのではないかと思われる。

なお、この迅速性については、新行審法において規定されている標準審理期間の設定（新行審法一六条）や審理手続の計画的進行（同法二八条）の運用により、効率的な処理という点で迅速性につながる期待性はあったとしても、実際に迅速な処理を図れるものとなるかは疑問に感じる。

(イ) 次に、公正性の向上を図るための審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度は、行政救済手続の水準の

差異は適当でないことから、国及び地方公共団体に区別なく適用されるものであるが、この点に関するものである。

審理員が公正中立的な立場で審理を行うとしても、あくまで審査庁の職員であることから、より公正性の確保を図るため、外部の有識者からなる行政不服審査会等へ諮問する制度が導入されたことには、相当の理由があることは確かである。しかしながら、ここまでの厳格な二重の手続が、原則として処分の区別なく、また国、組織規模等様々な実態の違いがある地方公共団体に関わりなく、あまねく適用されるということまで必要だろうかということがある。¹⁵⁾

何もすべての自治体において、法律でこのような重装備とも思える一定の枠組みを提示する必要はあるのか、費用対効果も含め、より現実的な対応が必要であると思われる。

行政不服審査会等への諮問を要しない場合として、審査請求を却下する場合がある（新行審法四三二条一項六号）が、そうでなくても、審理員として審理手続を遂行する中で、審理員から見ても違法又は不当とする余地がないような場合に至っては、諮問に要する時間や経費といった観点からしても、その課題認識は顕著である。日々の業務において市民と直接接している自治体にとつて、処分に対する説明責任が第一義的に重要であつて、それを疎かにすることはあつてはならないが、十分に説明を尽くしながらも、処分にほとんど裁量の余地がないものまで審査請求が提起されるケースも否定できない。そうした現実への対応も想定した、実務的にはより柔軟に対応できる制度設計の必要性もあるのではないかと思われる。

なお、行政不服審査会等に諮問を要しない場合の一つとして、行政不服審査会等によつて諮問を要しないものと認められたものである場合（新行審法四三二条一項五号）がある。その内容は、今後の事例の蓄積等によつて定まってくるであろうが、実際の運用において該当事例の要件が厳しく設定され、狭小の範囲に留まるのではないかと思われる。

(ウ) 処分としては、違法又は不当とする余地がおよそないにもかかわらず、審査請求がなされた一例として、次の事例を掲げることができるであろう。

市における平成二十八年度軽自動車税の課税の決定に関する処分に係る審査請求の事案であり、総務省の行政不服審査裁決答申検索データベース¹⁶⁾によれば、審査請求人は、前年度まで七、二〇〇円であった軽自動車税が一、九〇〇円になったことは妥当ではないとして、税額の決定の取消しを求めたのに対し、処分庁は、課税処分は、関係法令の規定及び解釈に従い適正に行つたものであり、何ら違法又は不当な点はないとして、本件審査請求の棄却を求めた事案である。

これについて、審理員意見書及び同市の行政不服審査会の答申では、ともに本件審査請求は理由がないから棄却されるべきであるとし、審査庁である同市の市長は、本件審査請求は理由がないとして審査請求を棄却しているのだが、結局のところ、地方税法及び同市の市税条例の規定によれば、本件軽自動車税の税額は、本件軽自動車の最初の新規検査（初度検査年月）からして、当該決定となるしかなかった事例であつたといふことができる。

このようなおおよそ裁量の余地もなく税額が決定されるような事案においても、一旦審査請求がなされると、審理員による審理が行われ、原則的には行政不服審査会への諮問及びその答申を経て、裁決がなされるという重装備なプロセスを辿ることになる。しかしながら、こういった事案こそ簡易迅速性という行政不服審査制度のメリットが生かされること、審査請求人としてもメリットのあるものとなるのではないかと考える。

イ 第三者的視点という観点からの審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度の導入について

第三者的視点という観点からの審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度の導入に関するものである。

大阪府内調査結果のうち審理員に係る調査結果において、大阪府内各市における特徴的な取組として確認した、審

理員に外部人材として弁護士を登用する市が多いことは、審理員による審理の段階で既に第三者的視点の導入を図うとすることの表れではないかと考えられる。そして、審理員は審査庁に所属する職員のうちから指名することが法の要請であることから、外部人材である弁護士を「任期付」又は「特別職」として職員としての身分を付与する形態が多いのではないかと思われる。

また、行政不服審査会の委員の属性を見ると、弁護士にあつては全ての市において選任していることを考えると、審理員を敢えて審査庁に所属する職員とする意味が実質的に存在するのかという疑問も湧いてこないとも限らず、一層のこと、審理員による審理の段階で第三者的視点の導入も踏まえ、審理員として弁護士を活用するならば、審理員と行政不服審査会との二者択一の制度のあり方もあるのではないかと思われる。

ウ 審査請求への一元化について

不服申立ての類型として審査請求へ一元化されたことについてである。旧行審法下における行政不服申立ての状況を見ると、平成二十六年年度総務省調査結果の市区で見ても異議申立ての件数が審査請求の件数に比べて多かったのである。このことから、新行審法下において、不服申立ての類型として異議申立てが廃止され、審査請求に一元化されたとは言え、審査請求を当該処分庁に提起するという処分庁と審査庁とが実質的に異なる場合が多いことが想定される。

そういう中であつて、大阪府内各市における取組として、審査庁として裁決するに当たつて、処分庁としての立場からの距離の必要性を意識して対応する姿勢が、大阪府内調査結果から見る事ができる。この点、全国調査結果による全国レベルの市区町村においても同様の状況にあると言える。

その一方で、これは、処分担当課から離れた部署が審査庁の担当部署となり裁決するということであるから、当該

処分が不当だと裁決された場合、実務的に当該処分の妥当性を判断した処分担当課というレベルにおいて、行政不服審査制度が有する自己反省機能が十分に働くだろうかという現実的な懸念が生じかねないところではある。その意味で、処分担当課が自ら再判断することと結び付きやすい、すなわち実質的な自己反省機能が働きやすい異議申立て制度にも、一定の意義があったのではないかと思われる。

エ その他の課題

今回の調査結果及び筆者らの研究会の活動を通じて疑問に感じたことであるが、審理員を外部から任用している自治体において、新行審法上の規定がないこともあり、審理員が書いた意見書が、行政不服審査会等に諮問をされたにもかかわらず、審理員にその答申結果が知らされていない自治体が複数見られたのである。通常審理員としては、自分が書いた意見書が行政不服審査会でどう判断されたかは非常に気になるはずであり、少なくとも今後の業務を遂行する上では必要であると思われる。¹⁸⁾

また、諮問を受けた行政不服審査会の答申で認容された案件が、処分庁の裁決書で再び棄却された事例も見受けられる。¹⁹⁾

これ以外にも、行政不服審査会での審理手続等における質問や疑問に対する手続等についても、細かいことではあるがいくつかの課題があるが、今回は割愛させていただき、別の機会に委ねる。

5 今後の課題

(1) 監査委員制度の活用について

これまで検討してきたとおり、新たな行政不服審査制度において評価されるべき側面と同時に課題が表れる側面もある。新たな制度においてはどうしても簡易迅速に処理されることが後退せざるを得ないという課題があった。その対応への一方策として、監査委員制度の活用ということの可能性を探ることができないだろうか。

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）一九九条一項は、「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する」とするとともに、その二項において、「監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（中略）の執行について監査をすることができるとして」している。

このような監査委員の有する機能からして、広く地方公共団体の事務全般にわたりチェック機能を果たせる立場にあると考えることができるであろう。詳細な制度設計はさらに検討を要するが、この監査機能をより充実させる観点からも、その活用を図ることにより、行政不服審査制度との役割分担の中で、より簡易迅速な行政救済制度としての機能への期待も可能ではないかと思われる。

なお、行政不服審査法に係る事務を監査委員及びその事務局に集約化することによって、組織の簡素化及び効率化とともに、簡易迅速かつ公正な審理が実現でき、行政不服審査法の改正趣旨にかなった運用が可能であるとして、新行審査法における審査庁の事務を、地方自治法一八〇条の二の規定に基づき、監査委員に委任することを提案する論述がある。^④当該論考において、当該委任が適法であることの論証が詳細に語られており、行政不服審査制度の運用にお

ける提言として興味深いものと思われる。

一例であるが、石岡市監査委員に対する事務委任規則（平成二十八年規則第九号）では、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一八〇条の二の規定に基づき、市長は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の審査庁の事務に係る権限を監査委員に委任」しているほか、監査事務局の職員に、市長部局の行政不服審査室等行政不服審査法に係る事務について、兼務発令をしている自治体も複数見られる。

また、後述する苦情処理制度との関係もあるが、京都府においては、平成十八年六月一日から京都府府民簡易監査規程（平成十八年京都府監査委員告示第二号）を制定・施行し、「監査委員は、府政に対する府民からの苦情や意見などについて、これを監査の端緒として積極的に受け止め、かつ、簡易、迅速に対応することにより、府民の声を監査に直接反映させるとともに、府政運営の透明性の確保に資する」として、府政に対する意見や疑問について簡単な手続で受け付け、府の関係機関を調査し、その結果を回答するとともに、意見を参考として監査にいかす制度を実施しているが、監査委員にこういった事務を担当させている自治体も存在するのである。

（２）各種苦情処理制度の活用について

田中孝男九州大学教授が、「苦情申立てを行政不服申立てと切り離して考えることは、制度設計のレベルでは、実態から乖離し、且つ、不合理な制度論・解釈論をもたらすおそれがある」と指摘されていたように、自治体現場においては、窓口対応（窓口法務）・苦情処理制度を抜きにして、より現実的で実効性と有効性を伴った対応は難しいと言わざるを得ない状況がある。

近年、市民からの苦情処理制度をルール化して、市民の権利利益の保護を図ろうと市民参加条例、オンブズマン条

例、自治基本条例等で、苦情処理制度を導入する自治体が増加している。

川崎市市民オンブズマン条例（平成二年条例第二二号）一条では、「市民主権の理念に基づき、市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の保護を図り、もって開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的として、本市に川崎市市民オンブズマン（以下「市民オンブズマン」という。）を置く」と規定し、平成二年十一月一日から施行し、これまで数多くの実績をあげている。²⁴⁾

また、多治見市では、多治見市市政基本条例（平成十八年条例第四一号）三〇条に権利救済制度を設けることを規定し、この条文の規定を受けて、多治見市是正請求手続条例（平成二十一年多治見市条例第四二号）を制定し、旧行審査の対象となる処分等を含め幅広い行為等の是正請求について、条例に基づき、審理員制度、第三者機関への諮問等を行ってきた。²⁵⁾

このように先の京都府の事例も含め、現実的には、それぞれの自治体がそれぞれの自治体の実情に応じて、独自の苦情処理制度を設けて一定の実績を残している。

6 おわりに

大阪府内調査結果や全国調査結果とこれまでの筆者らの実務経験を併せ考察してきたところであるが、そこから伺われることは、大阪府内各市をはじめ全国レベルの市区町村が行政不服審査法改正の趣旨を尊重し、その効果を上げるべく誠実に取り組む姿勢が見られ、従来にも増して、新たな行政不服審査制度のもとでより公正性の向上が図られ

たと評価できる一方で、加重ともいえる屋上屋の審査制度は、果たして多くの大規模ではない自治体にとって、本当に必要な制度であるのか、また審査請求人自身も、行政不服審査制度においてそこまで行政庁に望んでいるのか疑問に感じるところである。多くの自治体で審理員が弁護士であるという大阪府内の状況では、弁護士である（弁護士資格を有する）ということだけで納得し理解を示す審査請求人も多く、一方で、他の部署に異動することもある常勤の内部職員の身分では、処分の不当性まで判断するには荷が重たすぎるという意見もある。というのも、これまでの行政訴訟における裁量に対する裁判所の「不当」の判断は、実質的に「違法」の判断とかわらないものがあり、ハードルは高い。

行政事件訴訟法と異なり、行政不服審査法ではこの不当性の審査ができることが、その存在価値を高めるものであるにもかかわらず、これまでその機能が果たされてないと指摘されており、その改善が急務の課題である。²⁶

今後さらに多くの事例を重ねる必要があるかもしれないが、現在のところ簡易迅速という裁判制度と異なる行政不服審査制度の趣旨が後退していることは否めず、ひいては審査請求人の救済にも支障を来すおそれがあるのではないかと、本来の国民の救済制度であるという点において、おそらく全国的に見ても市区の実務担当者と認識を共通する部分があるのではないだろうか。

また、日々の業務において市民と直接接している自治体にとって、処分に対する説明責任が第一義的に重要であつて、本来窓口対応等において説明責任をしっかりと果たしておけば審査請求の提起に至らなかったというケースもあると思われる。この点、処分庁と審査庁との分離が、その説明責任の後退を誘発するものであつてはならず、新たな行政不服審査制度においても変わらない処分担当課としての自己の業務に対する高い誇りを持ち続けることを信じた。同時に、窓口対応等で説明責任を果たしながらも審査請求に至る事案も想定される。そういった事案における審

査請求人にとってより良い救済制度とは何かをも考える必要があるのではないか。

そういう意味でも、先進的な苦情処理制度を導入している自治体の実情を踏まえた取組の活用も検討に含めるべきであると考えられる。

新たな行政不服審査制度は、その性能を向上させた面ももちろん有しているが、その反面後退させた面も否定できない。今回の改正で最終の到達点に達したというのではなく、より良い制度へ歩むべきことを新行審査法は自ら宣言している。

この点に関し、飯島教授も、「運用実態とその評価を通して行政不服審査制度を不断に進化させていくことが求められている」とされている。²⁷⁾

行政不服審査制度は、国民の権利利益の救済を主眼としつつ行政における自己反省機能とともに行政運営の適正性の確保という両方の目的に資する均衡の取れた制度設計が求められている。監査委員制度や苦情処理制度の活用という手法も視野に入れながら、国民にとってより良い救済制度であり、行政側にとっても運用しやすい制度であるという行政不服審査制度が更なるより良き制度へと発展することを期待するものである。

資料1

大阪府内各市における「行政不服審査法への対応状況に関するアンケート」集計結果

新行審法が平成二十八年四月一日から施行され、新たな行政不服審査制度が始まって一年余り経過する中で、平成二十九年六月十六日付けで大阪府内各市を対象に「行政不服審査法への対応状況に関するアンケート」調査を実施した。

このアンケート調査結果の中から、審査庁としての業務の担当部署、審理員となるべき者の属性及び所属部署、行政不服審査会の構成人数、委員の属性及び当該事務局担当部署並びに提起された審査請求の内容及び提起から裁決に至るまでの平均の期間についての結果を抽出する。

なお、以下の表は、アンケート調査結果から、平成二十九年九月一日現在で集計のできた三十一市分について、集計したものである。

(1) 審査庁としての業務の担当部署について

市の数	担当部署
3	総務部局 総務担当課 (総務課 総務担当班・係)
15	総務部局 法規担当課 (総務課 法規担当班・係)
5	処分部局 総務担当課 (処分課 総務担当班・係)
0	処分部局 法規・制度担当課 (処分課制度・ 法規担当班・係)
2	処分部局 処分担当課
2	総合調整担当部局 (総合調整担当課)
4	その他(数値及びその内容)

・原則として処分部局内の処分担当課以外とし、一部、制度所管部局
 ・市税関係、消防等に係るもの、それ以外に分けて対応等

(2) 審理員となるべき者について

ア 審理員となるべき者の属性について(複数回答)

市の数	属性
15	①一般職・ 正規・ 常勤
1	②一般職・ 正規・ 非常勤
2	③一般・ 再任用・ 常勤
1	④一般・ 再任用・ 非常勤
4	⑤一般・ 任期付・ 常勤
1	⑥一般・ 任期付・ 非常勤
0	⑦一般・ 左記以外・ 常勤
0	⑧一般・ 左記以外・ 非常勤
0	⑨特別職・ 常勤
20	⑩特別職・ 非常勤
0	⑪その他

イ 審理員となるべき者の所属部署について
 (ア) 上記ア①から④までの回答分について

市の数	所属部署
2	総務部局 総務担当課 (総務課) 総務担当班・係
3	総務部局 法規担当課 (総務課) 法規担当班・係
2	処分部局 総務担当課 (処分課) 総務担当班・係
0	処分部局 法規・制度担当課 (処分課制度・) 法規担当班・係
0	処分部局 処分担当課
1	総合調整担当部局 (総合調整担当課)
8	その他(数値及びその内容) ・財務部局総務担当課 ・監査委員事務局 (指名の際は市長事務部局の職に併任) 等

(イ) 上記ア⑤から⑪までの回答分について

市の数	所属部署
1	総務部局 総務担当課 (総務課) 総務担当班・係
14	総務部局 法規担当課 (総務課) 法規担当班・係
0	処分部局 総務担当課 (処分課) 総務担当班・係
0	処分部局 法規・制度担当課 (処分課制度・) 法規担当班・係
0	処分部局 処分担当課
0	総合調整担当部局 (総合調整担当課)
9	その他(数値及びその内容) ・監査委員事務局 (指名の際は市長事務部局の職に併任) ・いずれの部署にも属さない等

イ 委員の属性について（複数回答）

市の数	属性
31	弁護士
0	行政書士
2	公認会計士
5	税理士
0	社会保険労務士
29	学識経験者
5	公務員OB
6	その他（数値及びその内容） ・司法書士 ・人権擁護委員等

(3) 行政不服審査会について
 ア 構成人数について

市の数	人数
9	3人
2	4人
19	5人
1	6人以上

ウ 審理員となるべき者として任期付職員又は特別職職員の属性について（上記ア⑤から⑩までの回答分）
 （複数回答）

市の数	属性
23	弁護士
0	行政書士
0	公認会計士
0	税理士
0	社会保険労務士
0	学識経験者
1	公務員OB
0	その他

ウ 事務局担当部署について

市の数	担当部署
2	総務部局 総務担当課 (総務課 総務担当班・係)
24	総務部局 法規担当課 (総務課 法規担当班・係)
0	処分部局 総務担当課 (処分課 総務担当班・係)
0	処分部局 法規・制度担当課 (処分課制度・ 法規担当班・係)
0	処分部局 処分担当課
0	総合調整担当部局 (総合調整担当課)
5 ・監査委員事務局 ・市税関係(財政 部局)とそれ以 外に(法規担当) 分けて対応 等	その他(数値及び その内容)

(4) 提起された審査請求(平成二十八年度(平成二十九年三月末現在)に受け付けた新行政不服審査法に基づくもの)について

ア 審査請求の内容について(複数回答)

件数	内容
100	地方税関係
25	児童福祉法・子ども・子育て支援法関係
120	情報公開条例・個人情報保護条例関係
124	その他(数値及びその内容) <ul style="list-style-type: none"> • 放置自転車関係 • 土地区画整理関係 • 生活保護・障害福祉等福祉関係
369	合計

イ 提起から裁決に至るまでの平均の期間について(審査請求の提起があった市で審理員を指名し行政不服審査会に諮問したもので、具体的な期間について回答のあった14市について)

市の数	期間
0	1か月
1	2か月
0	3か月
1	4か月
2	5か月
3	6か月
3	7か月
3	8か月
0	9か月
1	10か月

備考・未裁決の回答のあった市もある。

資料2

「新たな行政不服審査制度の運用に関する調査研究報告書」
 (平成二十九年三月 一般財団法人行政管理研究センター)より⁽²⁸⁾

(1) 審査庁としての業務

【審査庁担当部署】

(単位・団体、%)

	総務部局 総務担当課 (総務課総務担当班・係)	総務部局 総務担当課 (総務課法規担当班・係)	処分部局 総務担当課 (処分課総務担当班・係)	処分部局 法規・制度担当課 (処分課制度・法規担当班・係)	処分部局 処分担当課	総合調整 担当部局 (総合調整担当課)	その他	回答数
国の行政機関	1 (5)	4 (18)	3 (14)	4 (18)	3 (14)	2 (9)	5 (23)	22 (100)
都道府県	0 (0)	4 (9)	7 (15)	6 (13)	27 (57)	0 (0)	3 (6)	47 (100)
市区町村	599 (44)	496 (37)	59 (4)	7 (1)	102 (8)	12 (1)	82 (6)	1,357 (100)
一部事務組合等	354 (64)	24 (4)	16 (3)	4 (1)	71 (13)	6 (1)	95 (17)	557 (100)
合計	954 (48)	528 (27)	85 (4)	21 (1)	203 (10)	20 (1)	185 (9)	1,983 (100)

注：各設問の回答数は、質問に対して無回答、若しくは質問で示された回答形式に該当しない回答等があるため、全体のアンケート回収数とは一致しない(以下同じ)。

「その他」の回答例：法規担当課(普通市(6))、行政管理・行政手続・行政不服審査担当課(政令市(1)、普通市(7)、町村(1))、処分部局筆頭課(普通市(8))、処分部局処分担当課以外の課(都道府県、政令市(5)、普通市(2))、監査事務局(普通市(3))等

行政不服審査法の現状と課題

(2) 審理員

【審理員候補者の属性】

(単位：団体、%)

国の 行政機関	都道府県	市区町村	一部事務 組合等	合計	正規採用		再任用		任期付		その他					
					職員 (常勤)	職員 (非常勤)	職員 (常勤)	職員 (非常勤)	職員 (常勤)	職員 (非常勤)※	一般職 (常勤)	一般職 (非常勤)	特別職 (常勤)	特別職 (非常勤)	その他	
14 (88)	45 (96)	1,187 (85)	432 (78)	1,678 (83)	5 (0)	0 (0)	58 (3)	16 (1)	43 (2)	16 (1)	2 (0)	8 (0)	11 (1)	92 (5)	93 (5)	2,021 (100)
0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	0 (0)	4 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (15)	0 (0)	16 (100)
0 (0)	0 (0)	12 (1)	4 (1)	16 (1)	5 (1)	11 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	16 (100)
1 (6)	4 (9)	37 (3)	1 (0)	43 (2)	1 (0)	37 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (2)
0 (0)	0 (0)	11 (1)	5 (1)	16 (1)	5 (1)	11 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (100)
0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
0 (0)	1 (2)	5 (0)	2 (0)	8 (0)	2 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (0)
0 (0)	0 (0)	9 (1)	2 (0)	11 (1)	2 (0)	9 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (1)
0 (0)	7 (15)	35 (2)	50 (9)	92 (5)	7 (15)	35 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	92 (5)
1 (6)	0 (0)	25 (2)	67 (12)	93 (5)	1 (6)	25 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	93 (5)
16 (100)	47 (100)	1,406 (100)	552 (100)	2,021 (100)	16 (100)	47 (100)	16 (100)	43 (100)	16 (100)	2 (100)	8 (100)	11 (100)	92 (100)	93 (100)	2,021 (100)	2,021 (100)

注：複数回答のため、各回答の割合を合計しても100%にはならない。

「その他」の回答例：審査庁事務を監査委員に委任（市区町村（1））等

※印は、筆者が加筆したものであり、「任期付職員（常勤）」ではなく、「任期付職員（非常勤）」の誤りではないかと思われる。

【審理員候補者の所属部署（正規採用職員・再任用職員）】（単位：団体、％）

合計	一部事務組合等	市区町村	都道府県	国の行政機関	総務部局		総合調整 担当部局 (総合調整担当課)	その他	回答数
					総務担当課 (総務課総務担当班・係)	総務担当課 (総務課法規担当班・係)			
546 (33)	194 (45)	351 (30)	0 (0)	1 (10)					
236 (14)	22 (5)	201 (17)	13 (28)	0 (0)					
49 (3)	14 (3)	30 (3)	3 (6)	2 (18)					
4 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (2)	0 (0)					
82 (5)	37 (9)	42 (4)	2 (4)	1 (10)					
21 (1)	4 (1)	17 (1)	0 (0)	0 (0)					
737 (44)	158 (37)	544 (46)	26 (55)	9 (82)					
1,675 (100)	429 (100)	1,188 (100)	47 (100)	11 (100)					

「その他」の回答例：全部局（都道府県（5）、普通市（131）、町村（159））、処分部局内各課（都道府県（16）、政令市（5）、普通市（57）、町村（11）、監査委員事務局（普通市（12）、町村（1））等

行政不服審査法の現状と課題

【審理員候補者の所属部署（任期付・特別職等）】（単位…団体）

合計	一部事務組合等	市区町村	都道府県	国の行政機関	総務部局		処分部局		その他	回答数		
					総務担当課 （総務課総務担当班・係）	総務担当課 （総務課法規担当班・係）	総務担当課 （処分課総務担当班・係）	法規制度担当課 （処分課制度・法規担当班・係）				
82	18	63	1	0	90	1	1	2	12	6 ※	201	397
90	1	82	7	0	1	0	0	0	0	0	95	128
1	0	1	0	0	2	1	1	1	0	0	101	253
2	1	1	0	0	12	11	1	0	0	0	4	15
12	11	1	0	0	6 ※	2	4	3	0	0	4	1
201	95	101	4	1	397	128	253	15	1	1		

「その他」の回答例…所属無し（普通市（30）、町村（19）一部事務組合等（3）、法規担当課（普通市（5）、コンプライアンス担当課（2）、監察担当課（都道府県（1）、行政不服審査担当課（都道府県（1）、普通市（1）、監査委員室（普通市（4）等

※印は、筆者が加筆したものであり、「6」ではなく、「9」の誤りではないかと思われる。

【審理員候補者の属性（任期付・特別職等）】（単位：団体、％）

	合計	一部事務組合等	市区町村	都道府県	国の行政機関	
	246 (69)	36 (44)	201 (77)	8 (62)	1 (100)	弁護士
	9 (3)	4 (5)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	行政書士
	3 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	公認会計士
	15 (4)	2 (2)	13 (5)	0 (0)	0 (0)	税理士
	2 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	社会保険労務士
	19 (5)	10 (12)	9 (3)	0 (0)	0 (0)	学識経験者
	41 (11)	16 (20)	22 (8)	3 (23)	0 (0)	公務員OB
	23 (6)	13 (16)	8 (3)	2 (15)	0 (0)	その他
	358 (100)	82 (100)	262 (100)	13 (100)	1 (100)	回答数

「その他」の回答例…元検事（都道府県（1））、司法書士（普通市（1）、町村（3））、一部事務組合等（1）、法曹資格者（都道府県（1）、普通市（2））等

(3) 審査請求の件数 (平成二十八年年度 (平成二十八年十二月末現在) 受け付けた審査請求)

【審査請求の件数】

(単位・団体、%)

合計	一部事務組合等	市区町村	都道府県	国の行政機関	
1,458 (77)	526 (99)	924 (71)	0 (0)	8 (35)	0件
175 (9)	4 (1)	171 (13)	0 (0)	0 (0)	1件
163 (9)	1 (0)	151 (12)	5 (11)	6 (26)	2 ∕ 5件
40 (2)	1 (0)	26 (2)	11 (24)	2 (9)	6 ∕ 10件
57 (3)	0 (0)	26 (2)	25 (54)	6 (26)	11 ∕ 99件
7 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (11)	1 (4)	100件 ∕
1,900 (100)	532 (100)	1,299 (100)	46 (100)	23 (100)	回答数

(4) 審理手続の期間（審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間（審理員が指名されてから審理員意見書が提出されるまでの期間）の平均）

【審理手続の期間】（単位：団体）

	3か月以内	3か月～6か月	6か月～9か月	回答数
国の行政機関	3	3	0	6
都道府県	22	15	2	39
市区町村	71	85	5	161
一部事務組合等	-	-	-	0
合計	96	103	7	206

- (1) 筆者らは、ともに自治体において旧行政不服審査法における不服申立て等の事務を担当した経験を有し、また、全部改正後の行政不服審査法においても、それぞれ審査会委員、審理員として実務を担当している。本論文は、共同研究によるものである。
- (2) 行政不服審査制度の見直し方針（概要）平成二十五年六月総務省（総務省ホームページより）http://www.soumu.go.jp/main_content/000238087.pdf 「行政不服審査法関連三法の概要 行政不服審査法関連三法について」平成二十六年六月総務省行政管理局（総務省ホームページより）http://www.soumu.go.jp/main_content/000297540.pdf
- (3) 折橋洋介「行政不服審査法関連3法の概要と自治体への影響」自治体法務NAVI vol.59（二〇一四年）二一九頁、宇賀克也「行政不服審査法の全部改正と地方公共団体の課題」地方自治八〇二号（二〇一四年）二一十一頁。
- (4) 旧行審査法一条一項では、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と規定されていた。
- (5) 中村健人著、折橋洋介監修『改正行政不服審査法…自治体の検討課題と対応のポイント』（第一法規、二〇一六年）七頁。
- (6) 例えば、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）五条一項に規定する「生活困窮者住居確保給付金の支給の決定に関する事務」を、市長の権限の一部を福祉事務所に委任する規則により委任している場合など、行政庁から処分を受けた者が、その処分に不服申立てを行う場合に、本来の処分庁ではない委任を受けた行政庁からの処分だった場合、どの行政庁に対して訴えればよいのかわかりにくいということが多々見られた。
- (7) 「平成二十六年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」地方公共団体における状況―平成二十七年二月総務省（総務省ホームページより）http://www.soumu.go.jp/main_content/000392069.pdf
- (8) 高橋滋「地方公共団体における行政不服審査法の運用について―東京都の経験を中心にして」自治研究九三巻七号（二〇一七年）三二頁。
- (9) 総務省の調査では、平成二十年度中に行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て、審査請求）および行政不服審査法に基かない不服申立てが、市区では四十二・六％、町村では八十七・六％の自治体で一件もなかった。藤島光雄「自治体

- の行政不服審査法への対応」ジュリスト一三九四号（二〇一〇年）八〇頁以下。
- (10) 「全体で三三九件」（政令指定都市を含み、集計のできなかった二市を除く三十一市分）及び「政令指定都市における件数を除くと二〇四件」（政令指定都市及び集計のできなかった二市を除く二十九市分）については、集計のできなかった二市分は算入していない数値であるが、仮に、政令指定都市における件数を除いた「二〇四件」（二十九市分）に、当該二市における件数を「約十四件」と想定して（二〇四件を二十九市で除した解が二十九市の平均件数約七件となり、これを二倍した数値）、これを加えると、「約二一八件」となり、やはり両者の間にほとんど件数の差異は見られないものとなる。
- (11) 藤島・前掲注（九）八十四頁。
- (12) 飯島淳子「改正行政不服審査法の運用上の課題と今後の展望」自治実務セミナー六五九号（二〇一七年）五・六頁。
- (13) 櫻井敬子「行政不服審査法案に関するコメント（総務省ヒアリング資料）二〇〇九年十二月三日」（総務省ホームページ）平成二十一年十二月二十八日総務省行政管理局『行政不服審査法案に関する勉強会（概要）』より）[http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanni/fufuku/pdf/benkyoukai_02.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/gojp/main_sosiki_gyoukan/kanni/fufuku/pdf/benkyoukai_02.pdf)
- (14) 橋本博之「行政不服審査法案について（政務官ヒアリング）」（総務省ホームページ）平成二十一年十二月二十八日総務省行政管理局『行政不服審査法案に関する勉強会（概要）』より）http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanni/fufuku/pdf/benkyoukai_03.pdf
- (15) 大阪府内での行政不服審査法にかかる審理員等を行っている弁護士等の研究会では、審査請求人からは、外形的に、一般の自治体職員でなく弁護士（弁護士資格を有する職員）が不服申立てを聞いてくれるというだけで、納得度・理解度が大きかったという意見が寄せられている。
- (16) 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」（総務省ホームページより）<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>、不服申立ての種類：審査請求、審査庁：京丹後市、不服申立日：二〇一六年五月一日、諮問日：二〇一六年一月一日、答申日：二〇一六年十二月二〇日、裁決日：二〇一七年一月一〇日
- (17) 平成二十六年年度総務省調査結果によれば、平成二十六年年度の市区に対する行政不服審査法に基づく不服申立ての件数は、

- (18) 全体二、七三二件のうち、異議申立ての件数が一、九五五件となっている。平成十七年度、平成十八年度、平成二十年
 度においても、同じことがいえる。藤島・前掲注(九)八十一頁。
- (19) 中には、審理員の意見書で棄却としたものが、行政不服審査会で認容された事例もある。平成二十八年
 度固定資産税及び都市計画税賦課決定処分に関する件(答申書(平成二十八年
 度答申第二号)) <http://www.city.osakal.jp/somu/page/0000386030.html>
- (20) 平成二十八年
 度固定資産税及び都市計画税賦課決定処分に関する件(平成二十九年四月三日付け
 裁決) <http://www.city.osakal.jp/somu/page/0000420301.html>
- (21) 飯田隼矢「審理員の視点からみた制度運用上の課題―新潟市の事例―自治実務セ
 ミナー六五九号(二〇一七年)十二
 十六頁、山下将志「審理手続の現状と課題、実務上の工夫―福岡県の事例―自治実務セ
 ミナー六五九号(二〇一七年)十七
 一―二十一頁等を参照されたい。
- (22) 岡田博史「改正行政不服審査法において審査庁を監査委員とすることについて(上)、(下)―自治実務セ
 ミナー六四〇号(二〇一五年)三十八―四十四頁、六四一―四一五号(二〇一五年)四十四―四十九頁。この提案は、新
 旧行政不服審査法の事務
 を実際に担当した経験を有する筆者らからすれば、大いに傾聴に値するもので、今後の見直し過程においても是非議
 題に挙げてもらいたいと思っている。
- (23) 平成二十八年
 度においては、「NPO法人に対する指導と助成金の支出について」や「特定医療費(指定難病)支給認
 定の申請手続きについて」など七件について、簡易監査を実施してゐる。<http://www.pref.yokojima.jp/kanasa/kanai-28.html>
- (24) 田中孝男「行政不服審査法改正の意義と課題」自治研究八四卷四号(二〇〇八年七月頁。藤島・前掲注(四)八十五―八十六頁。
 「川崎市市民オンブズマン年度報告書」川崎市ホームページ参照。
<http://www.city.kawasakijp/shisel/category/59-1-6-0-0-0-0-0-0.html>
- (25) その後、行政不服審査法の全部改正により、処分等に対する不服申立てについて、法令に基づいて是正請求手続同様の
 手続を経ることになったため、処分等については、法令に基づく手続となり、是正請求手続の対象外とするための改正
 が行われた。多治見市ホームページ、制度の概要等参照。

説

(26)

<http://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/sedo/zese/gaiyou.html>

稲葉馨「行政法上の『不当』概念に関する覚書き」行政法研究三号(二〇一三年)十三頁、阿部泰隆『行政裁量と行政救済』(三省堂、一九八七年)五十四頁。

(27)

飯島・前掲注(十二)六頁。

(28)

「新たな行政不服審査制度の運用に関する調査研究報告書 平成二十九年三月 一般財団法人行政管理研究センター」(総務省ホームページより) http://www.soumu.go.jp/main_content/000493745.pdf http://www.soumu.go.jp/main_content/000493746.pdf

論